

# 水 俣 病 患 者 補 償

2005年10月28日現在

		一時金	手当 (月)	医療手当 療養手当	医療費	その他
行政認定 (補償協定)	Aランク	1,800万円	170,000円	(入院) 23,400~33,500円 (通院) 21,400~23,400円 (詳細は下表参照)	チツソが 全額を負担	介護費、葬祭料、温泉治療券、鍼灸治療費、香典、胎児性患者修学援助費、マッサージ治療費、通院交通費 (詳細は下表参照)
	Bランク	1,700万円	90,000円			
	Cランク	1,600万円	67,000円			
	(A, Bランクには家族にも一時金が支払われる)					
二次訴訟	600~1,000万円		なし	なし	なし ※国が負担 2005年6月から実施	なし ※療養手当など 2005年6月実施
関西訴訟	450~850万円 (弁護士費用を含む)		なし	なし	なし ※国が負担 2005年6月から実施	なし ※療養手当など 2005年6月実施
(1995年解決策)	医療手帳	260万円 (患者5団体に加算金として、1人あたり95~190万円)	なし	(入院) 23,500円 (70歳~) 21,200円 (~70歳) 17,200円	自己負担分を 国・県が負担	鍼灸治療費 (月額7,500円以内、回数・単価制限有り) ※鍼灸治療・温泉治療費を月額7,500円以内で国県が負担、回数・単価制限無し
	保健手帳	なし	なし	なし	一部を国・県が負担 (医療費・鍼灸治療費・温泉治療費の合計額のうち月7,500円以内)	※鍼灸治療費・温泉治療費を月7,500円以内で国県が負担
※新 保健手帳	※なし		※なし	※なし	※国県が負担	※鍼灸治療費・温泉治療費を月7,500円以内で国県が負担

※は2005年4月7日に環境省が示した対策案 (新保健手帳は2005年10月13日受付開始)

## 補償協定による一時金・手当以外の補償内容

医療手当 (月額)	入院の場合	15日以上	33,500円	介護費	44,900円
		8日~14日	31,500円	葬祭料	533,000円
		1~7日	23,400円	温泉治療券 (年間/本人家族分の総計)	Aランク 65,600円 Bランク 65,600円 Cランク 49,200円
	通院の場合	8日以上	23,400円	胎児性患者就学援助費 (年間)	小学生 50,300円 中学生 74,100円
		1~7日	21,400円	通院交通費 (1日につき)	10km未滿 270円 20km未滿 400円 20km以上 600円
		鍼灸治療費	回数・金額に制限なし		
おむつ手当	10,000円				
介添手当	22,450円				
香典	100,000円				
マッサージ治療費	1回1,000円 (年25回以内)				